

移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する 基準を定める省令及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に 関する法律施行規則の一部を改正する省令案について

1. 背景

一般公共の用に供する一定の路外駐車場（以下「特定路外駐車場」という。）の構造及び設置に関する基準については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に基づく、移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成 18 年国土交通省令第 112 号）において定められており、その基準の一つとして、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子利用者用駐車施設」という。）を 1 以上設置しなければならないとされている。

今般、特定路外駐車場のバリアフリー化に対する社会的要請が一層高まっていることから、特定路外駐車場における車椅子利用者用駐車施設の設置の基準について、所要の見直しを行う必要がある。

2. 概要

（1） 車椅子利用者用駐車施設の数の見直し（移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令第 2 条関係）

特定路外駐車場には、以下に示す数以上の車椅子利用者用駐車施設を設けなければならないこととする。ただし、専ら道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する普通自動車（以下「普通自動車」という。）以外の自動車（バス等）の駐車場の場合は、本基準は適用しないこととする。

- ・ 駐車場に設ける駐車施設の数 が 200 以下 の場合は、駐車施設[※]の数の 2% 以上
 - ・ 駐車場に設ける駐車施設の数 が 200 を超える場合は、駐車施設[※]の数の 1% + 2 以上
- ※ 駐車施設は、普通自動車の駐車のためのものに限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除く

（2） その他所要の改正

車椅子利用者用駐車施設の数の見直しに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則において定めている様式の改正等を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 6 年 9 月頃
施 行：令和 7 年 6 月 1 日